

南九州市公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月2日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市規則第7号

南九州市公有財産管理規則の一部を改正する規則

南九州市公有財産管理規則（平成19年南九州市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第7号様式を次のように改める。

年 月 日

南九州市長 様
（南九州市教育委員会）

申請者 住所
氏名（代表者）
電話番号
メールアドレス

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所在（名称）
 - (2) 区分
 - (3) 数量
- 2 使用しようとする理由
- 3 利用計画（事業計画）
- 4 使用しようとする期間
- 5 その他参考となるべき事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に南九州市公有財産管理規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の南九州市公有財産管理規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間所要事項を調整して使用することができる。